

# 平成24年4月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成24年4月19日〔木曜日〕 午後3時30分 開会

2. 開催場所 市役所4階 403会議室

3. 出席委員 (14名)

会 長	4 番	日高 仙三
会長職務代理者	3 番	橋口 好文
委 員	1 番	中野 周
"	2 番	日笠山 隆
"	5 番	長田 實美
"	6 番	白河 澄雄
"	7 番	古田 洋美
"	8 番	浦口 幸夫
"	9 番	脇田 峰生
"	10 番	石寺 政和
"	11 番	岩本 延男
"	12 番	下園 茂
"	13 番	南 重徳
"	14 番	瀬川 寅夫

4. 欠席委員 (なし)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条に係る許可申請について

議案第2号 農地法第4条に係る許可申請について

議案第3号 非農地証明願いについて

議案第4号 あっせんについて

議案第5号 買受適格証明願いについて

議案第6号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について

第3 その他

5月行事予定表について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 神崎 辰秀

農地振興係長 原田 和徳

事務局 皆さん、お早うございます。只今から、平成24年4月の定例総会を開催させていただきます。はじめに、日高会長よりごあいさつをお願いいたします。

日高会長 皆様、ご苦労様です。ただ今から、4月の定例総会を始めさせていただきます。4月となりました。西之表市の職員の定期異動の時期でありましたが、農業委員会事務局におきましては、移動はございませんでした。24年度におきましては、県下各市農業委員会連絡協議会が9年ぶりに、西之表市が開催地区ということで、たいへん、大きな協議会があります。準備等の面から、異動が無かったことは良かったかなと思っております。また、熊毛地区農業委員会連絡協議会も今年は、西之表市が担当となっております。皆様のご協力方をよろしくお願いいたします。

4月定例会は、新年度の初めの定例会となります。昨年7月の改選で、公選委員10名のうち、7名が交代され、いよいよ2年目を迎えることとなります。農家の利益代表機関として、農家の意見を行政に反映させていきたいと思うところです。特に、TPP問題については、農家にとり、まさに死活問題であり、断固反対という立場を貫いて参りたいと思うところです。

さて、サトウキビの収穫も17日をもって終わり、これから甘藷やいろいろ多種多様な一年の作付けが始まるわけですが、お互い健康には充分留意して頑張りたいものだと思います。また、本日は、会議終了後は、年度初めということでありまして、懇親会も予定しておりますので、全員参加くださるようお願いいたします。

事務局 それでは、西之表市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以後の議事進行は日高会長をお願いいたします。

- 議 長 はい、それでは、これより議事に入ります。まず、日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。西之表市農業委員会規則第10条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はございませんか。  
【異議なしの声あり】
- 議 長 それでは、本日の議事録署名者を指名いたします。9番の 脇田 委員 と、10番の 石寺 委員 を指名いたします。  
なお、本日の会議書記には、事務局職員の神崎氏と原田氏を指名いたします。  
  
以上で日程第1を終わります。
- 議 長 続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条に係る許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
- 事務局 はい、それでは、議案第1号「農地法第3条許可申請について」をご説明させていただきます。資料は、1ページから3ページになります。  
今月は、所有権の移転が3件、賃貸借権の設定が5件、使用貸借権の設定が1件で、合計9件の申請になります。  
  
まず、番号1番についてであります。鞍勇地区の共同墓地の周辺にある土地であります。台帳・現況地目とも畑で、5筆、全体面積6,966㎡を、年間90,000円で、3年間、賃借しようとするものであります。  
  
その下の番号2番であります。この土地は、浅川地区にある土地でありまして、台帳・現況地目とも畑で、1筆、面積1,994㎡を、10a当たり10,000円で、営農大学生に5年間、賃借しようとするものであります。  
  
その次ぎの番号3番であります。この土地は、番号2番の土地の隣りになります。台帳・現況地目とも畑で、1筆、面積691㎡を、同じ営農大学生に5年間、10a当たり10,000円で、賃借しようとするものであります。  
  
番号4番であります。これは2月の定例総会であっせんが成立し、農業振興公社が借受けた近政地区の土地であります。地目は田で、3筆、面積3,038㎡を、同じ営農大学生に10a当たり10,000円で、10年間、賃借しようとするものであります。  
  
番号5番であります。これは、柳原地区の土地であります。台帳・現況地目とも畑、3筆で面積合計が8,032㎡を、全体を70,000円で賃借しようとするものであります。期間につきましては、10年間ということであります。  
  
番号6番であります。これも、鞍勇地区の共同墓地周辺の土地であります。台帳・現況地目とも畑、3筆で面積が6,270㎡を、売買による所有権移転ということであります。  
  
番号7番であります。これは、安城、大野地区の土地でありまして、台帳・現況地目とも畑、4筆、面積が3,038㎡と、台帳・現況地目とも田、1筆、面積が2,065㎡、合計で5,153㎡を、親から子への使用貸借権を、期間は10年間で、設定しようとするものであります。  
  
番号8番でございます。これは、上之原地区の西田木工所の横の土地であります。台帳・現況地目とも畑、1筆、面積が106㎡を経営移譲年金の関係で、子に無償で所有権移転するものであります。  
  
番号9番でございます。これは、8番と同じ土地でありまして、経営移譲年金の関係で名義変更した土地を、売買により、所有権移転しようとするものであります。金額につきましては、全体で、1,100,000円ということでございます。  
  
以上、本件の番号1番から番号9番までは、【農地法第3条第2項、各号】には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。以上、議案第1号「農地法第3条に係る許可申請について」の説明を終わります。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。「農地法第3条に係る許可申請について」の番号5番については、13番の 南 委員 が、賃借権を受ける者となっており、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与制限に該当いたします。  
  
この為、本案を二つに分け、初めに整理番号5番から審査し、次に、1番から9番を順次、審査することにしたいと思います。

それでは、初めに、「農地法第3条に係る許可申請について」の整理番号5番について審査をいたします。農業委員会等に関する法律第24条の議事参与制限の規定に基づき、5番の審査の間、13番の南委員の退場を求めます。  
(13番 南委員退場)

議 長 それでは、「農地法第3条に係る許可申請について」の整理番号5番につきまして、担当委員から補足説明をお願いいたします。

6 番 はい、6番です。番号5番について、ご説明いたします。貸人は、柳原地域会ですが、借人にも確認し、現地も調査いたしました。申請に相違ありませんでした。

議 長 整理番号5番について、事務局並びに担当委員の方から詳しく説明がございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。  
【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がございました。それでは、採決します。「農地法第3条に係る許可申請について」の整理番号5番につきまして、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)

全員の賛成でありますので、「農地法第3条に係る許可申請について」の整理番号5番につきましては、原案どおり承認することに、決定させていただきます。ここで、13番 南委員の入場を認めます。

(13番 南委員入場)

議 長 次に「農地法第3条に係る許可申請について」の残りの、1番から9番までの8件を、審査いたします。担当委員の方から、現地調査の結果並びに、補足説明をお願いいたします。

10 番 はい、10番です。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の番号1番につきましては、ご説明いたします。4月14日に、譲受人、立会いのもと、現地調査を実施いたしました。土地の所在、面積等につきましては、事務局の説明の通りでありますので、省かさせていただきます。字大山崎は、3筆となっておりますが、現況は、1筆であります。ここには、澱粉いもを栽培したいということです。年間、90,000円の賃借料とのことです。借人は、種子島営農大学を卒業したばかりの、新進気鋭の若者であります。規模拡大のため、借用するとのことです。以上です。

8 番 はい、8番です。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の番号2番、3番、4番につきまして、ご説明いたします。

2番、3番、4番とも、申請どおり間違いございませんでした。先ず2番につきましては、所有者は、広島県の 市に居住されている方で、現和、浅川地区の畑を、事務局の説明にありましたように、10a当たり、10,000円で、営農大学生に5年間、賃貸しようとするものであります。

次の3番につきましては、所有者は、浅川地区にお住まいの87歳の方ですが、番号2番の畑の隣りにある畑であり、同じ営農大学生に5年間、10a当たり10,000円で、賃貸しようとするものであります。

番号4番につきましては、2月の定例総会のおり、申請されました、農業振興公社が借受けた近政地区の田、3筆であります。2番、3番と同じ営農大学生に10a当たり10,000円で、10年間、貸すものであります。現地と双方を確認しましたが、申請に相違はありませんでした。

この営農大学生は、現和の上之町に住んでいまして、今、2年生で、来年の3月に卒業だそうです。この、2番、3番、4番を合計いたしますと、5,721㎡で、下限面積は超えております。新規就農者として、頑張っていきたいといっておりました。

10 番 はい、10番です。番号6番について、ご報告いたします。同じく、4月14日、譲受人と一緒に、現地調査を実施いたしました。字正泉坊は、台帳は、3筆となっておりますが、現況は、1筆であります。ここには、プロッコリーの採取用を栽培したいとのことです。また、字帆柱には、ハウスを建て、野菜を栽培したいとのことです。農機具類については、共同利用をしたいとのことです。譲受人は、もとJA職員で、営農には詳しい方です。買い取り価格につきましては、現在、10a当たり、30万円から35万円で、譲渡人と話を進めているとのことでした。

5 番 はい、5番です。番号7番につきまして、ご報告いたします。4月15日に、現地に行きまして、双方立会いの上、調査を行いました。先程、事務局の説明がありましたように、相違はございませんが、畑、3筆と、田、1筆です。貸人は、お父さんで、借人は、長男のお嫁さんで、もともと、一緒に農業をやっておりました。お父さんの方が体調を壊してきたということで、将来的には、長男に譲りたいとのことですが、まだ、会社勤めのため、奥さんが主体となって、農業を引き継いでいきたいという意向でした。畑は、3筆とも県道沿いにあり、また田につきましても、大川田地区の水田地帯の中にある、たいへんすばらしい田んぼでありました。なお、農地法第3条第2項の1号、4号、5号、7号の各号については、全て該当しないということです。皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたします。

3 番 はい、3番です。番号8番、番号9番は同じ土地であります。8番は、経営移譲にかかる対象地でありまして、後継者に名義を変更した上で、9番の譲受人に売買するものです。現在、譲受人が野菜等、家庭菜園として使っておりまして、今後は、落花生等を作ってゆきたいとのことでした。双方、確認をしましたが、何ら問題はございませんでした。

議 長 それでは、ただ今、番号1番から番号9番まで事務局並びに担当委員の方から詳しく説明がございました。それでは、質疑に入ります。皆さんのご意見を求めます。

3 番 3番、いいですか。番号6番についてですが、お伺ひいたします。移動の理由で、資金を必要とするためとあり、その下に、生活・住宅新改築資金等資金と具体的にありますが、こういう場合は、その他の資金の表現の方が妥当ではないでしょうか。個人情報的な面も感じるものですから。

議 長 私も、この理由ははじめてみた気がいたしますが、皆さんのご意見は如何でしょうか。

13番 はい、13番。この件につきましては、「その他の資金」でも良いと思います。

議 長 それでは、ここは、「その他の資金」と訂正することにいたします。

議 長 他に、質疑、ご意見はございませんか。

【異議なしの声あり】

ただ今、異議なしの声がございました。それでは採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の番号1番から番号9番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

はい、ありがとうございます。それでは、全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の番号1番から番号9番について、原案どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、第2号議案の「農地法第4条に係る許可申請について」を議題と致します。まず、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局 それでは、第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」、ご説明いたします。4ページをご覧下さい。今月の農地法第4条の許可申請は1議案、1件です。申請地は、の横の土地であります。字が、番4の1筆であります。台帳・現況ともに、畑で、面積は310㎡であります。申請の理由は、所有者は鹿児島市にお住まいの方ではありますが、郷里が種子島であり、墓参等帰省のうちに、利用する住宅がほしいとのことあります。土地の条件としましては、農振地外の都市計画地域内の土地であります。住宅等が連たんしている地域に近接しておりまして、転用につきましては問題は無いものと判断しております。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今、事務局から詳しい説明がありました。なお、これにつきましては、先日、17日、火曜日に、現地調査が行われております。調査委員の皆様には、大変ご苦労様でした。それでは、次に、調査委員長の説明を求めます。

7 番 はい、7番です。第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」の番号1番につきまして、先日、17日、火曜日に、私と8番 浦口 委員、事務局より局長、係長計4名と、地区担当委員の立会いの下、現地調査を実施しておりますので、ご報告いたします。場所は、先程、説明があったとおり、国道沿いで、さらに種子島警察署の隣になります。都市計画内の個人住宅の建築ということで、敷地は、500㎡以内であります。転用につきましては、何ら問題は無いとの調査員の意見の一致を見ております。住宅地としては、一等地ではないかなという感があります。

議長 　ただ今、調査委員長の方から、「農地法第4条の規定による許可申請について」の番号1番について、詳しい説明がございましたが、担当委員の方からも、補足説明があればお願いいたします。

10番 　はい、10番です。ただ今、調査委員長のほうから詳しいご説明がございましたが、私も同じ意見であります。建坪につきましては、20.17坪、建築費用は、約1000万円だそうです。以上です。

議長 　ただ今、調査委員長並びに担当委員から「農地法第4条の規定による許可申請について」の番号1につきまして、詳しいご説明がございました。それでは、審議に入ります。皆様方のご意見を求めます。異議はございませんか。発言のある方は挙手をお願いいたします。【異議なしの声あり】

議長 　ただ今、異議なしという意見がございました。それでは採決いたします。第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」の番号1につきましては、原案のとおり許可相当として意見を県農業会議に送付することに賛成の方は挙手をお願いいたします。（全員挙手）

それでは、全員賛成ですので、「農地法第4条の規定による許可申請について」の番号1につきましては、原案のとおり許可相当として意見を、県農業会議に送付することに決定いたします。

議長 　続きまして、第3号議案の「非農地証明願いについて」を議題といたします。今月の非農地申請は2件であります。これにつきましても、先日、現地調査が行われております。調査委員の皆様には、大変ご苦労様でした。それでは、調査委員長の報告をお願いいたします。

7番 　はい、7番です。第3号議案の「非農地証明願いについて」につきまして、17日、現地調査を実施いたしましたので、ご報告いたします。資料は5ページから6ページになります。

先ず、「非農地証明願いについて」の番号1番については、字は、  
の方から説明いたします。これは、下西地域の  
の南側の上の方にあります。田は、4筆で、現況は、竹林となっております。ここは、水路が、水路は500m位上の水源地から引いているようですが、平成13年災害のときに、壊れまして、それ以来、耕作していないということでもあります。自分で、丸太を使った橋も、作っていたようですが、それも流されてしまったということです。耕作道は、以前は、軽トラックが田まで入っていたということですが、現況は、人が歩いて入るのは無理な状況になっております。この田の上の方は、耕作している田もあるということですが、この4筆の田につきましては、重機等を入れ整備しないと、耕作は出きないのではないかと感じております。また、重機を入れるにも、他の方の宅地の前を通らなければならず、それも難しいかなと思っております。

それと、次の字  
の1筆ですが、これは、  
の自動車整備工場の裏手に当たります。現地は、国道が通るときに埋め立てされておまして、筆界もはっきりしない状況であります。田にしようにも、水を引くような場所、水源もなく、水はかかりません。また、周りは、住宅地や工場敷地に囲まれた土地になっておまして、田としての復元は無理であるとの、判断であります。

次に、字  
の田・1筆ですが、申請地は湿田で、耕耘機もトラクターも入らないということで、平成6年頃から作っていないということです。とも（鱸）の方は、4枚の田ですが、耕作しておりました。この筆だけが、作れないということで、調査委員の意見として、非農地としてもやむを得ないとのことであります。以上、番号1番につきましては、田6筆になりますが、調査委員全員の意見として、非農地として認めるべきであるとの、意見の一致をみております。

続きまして、番号2番、資料の6ページにつきまして、ご報告いたします。場所は、の市道向かいにあり、住宅の隣りになります。現地は、基幹農道雁田下石寺線を建設する時に、買収、分筆され、2筆となっております。1筆は、25㎡と狭小ですが、社長宅の圍畑の片隅に接して残っております。これにつきましては、田としての機能はありません。しかし、道が通る前は、1筆だったそうです。もう一筆は、その反対側なんです。576㎡の田につきましては、田として利用する水源が確保できない状況です。道路の側溝の水を利用するにしても、その上の部分は住宅街であり、生活排水が流れ込んでいまして、田には使えない状況であります。現況は、草が繁茂しており、調査のおりには刈られておりましたが、15年以上、耕作されておられません。そこで、畑としての利用も考えてみたんですが、この地区は、市の工業誘致地区ということで、農業振興地域外になり、また、周辺には住宅も建て込んでいることから、畑としての利用もできないとの判断にいたりました。以上であります。

議長 　ただ今、調査委員長の方から「非農地証明願いについて」の番号1番から2番について、詳しい説明がございました。担当委員の方から、補足説明があればお願いいたします。

10番 　はい、10番です。「非農地証明願いについて」の番号1番から2番につきまして、ただ今、調査委員長の方から、詳しく、ご説明がありました。私の考えといたしましても調査委員長と同じであります。この申請につきましては、妥当であるとの判断をしております。以上であります。

議長 　ただ今、調査委員長並びに担当委員から「非農地証明願いについて」の番号1番から番号2番まで、詳しいご説明がございました。審議に入ります。皆様方のご意見を求めます。異議はございませんか。発言のある方は挙手をお願いします。

3番 　はい、3番。ただ今、1番から2番につきまして、調査委員長並びに担当委員長から詳しい説明がありました。私は、全て異議はありません。非農地として認めてよいと思います。

議長 　はい、他にはご意見はありませんか。【異議なしの声あり】  
ただ今、異議なしという意見がございました。  
それでは、第3号議案の「非農地証明願いについて」番号1番から2番まで、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。（全員挙手）

はい、それでは、全員賛成ですので、第3号議案の「非農地証明願いについて」は、番号1番から2番まで、原案どおり承認することに決定いたします。

議長 　続きまして、第4号議案「あっせんについて」を議題といたします。これは、「あっせん調書」であります。事務局の説明方をお願いいたします。

事務局 　はい、第4号議案「あっせんについて」であります。それでは、7ページをお願いいたします。これは、あっせん成立による「あっせん調書」でありまして、2月定例総会で提出された案件であります。当初は、畑・5筆を貸したいという申し出でありましたが、その内、4筆につきましては、所有者側で今年1年は耕作するというので、残りの1筆について、あっせんが成立しております。借り手は、西之表市農業振興公社であります。担当されました脇田委員と南委員の二人には、本当にご苦労様でした。以上で説明を終わります。

議長 　はい、ただ今、事務局から説明がありましたが、この件につきまして、担当の9番、脇田委員から何か、ご意見はありませんか。

9番 　はい、9番です。ただ今の事務局の説明に間違いはございませんが、最初、申し出が提出された時は、5筆で、70aほどの面積でありました。あっせんについて、申し出者と話し合いをする中で、内容が何回か変わりがりまして、今年は、1筆のみの2,834㎡を農業振興公社に貸すことになりました。農業振興公社では、この土地を借り受けて、種子島菅農大の実習圃にしたいとのことでした。貸人、借人双方に、賃貸料や賃貸期間をそれぞれ再確認し、合意を得、あっせん成立となったところです。

議長 　あっせん調書につきましては、事務局並びに9番、脇田委員からも経緯について詳しく説明があったとおりです。短期間のうちに、話がまとまっております。担当されました委員の皆様には、大変ご苦労様でした。

議 長 続きまして、第5号議案「買受適格証明について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、それでは第5号議案「買受適格証明について」ご説明いたします。資料は、8から9ページをお願いいたします。今回の「買受適格証明について」は、2件であります。

農地の競売の場合には、最高価格買受申出人が決まっても、その者が農地法の規定による権利移動の許可を受けられなければ、所有権の取得をすることができません。もし、この許可を受けることがなかった場合には、結局、もう一度競売をやり直さなければならなくなり、債権者、買受人、申出人にとって時間的浪費になることから、このような不都合を未然に防止し、競売の進行を円滑にするため、買受の申出ができるものを買受適格証明書を有する者に限定する取扱いがされております。言い換えれば、農地の競売に参加するには、農業委員会の証明が必要であるということになります。この、落札者は、その後、農業委員会に農地法第3条許可申請書を提出することになりますが、この場合は、双方申請ではなく、単独申請でいいということになります。

今回の「買受適格証明について」の番号1の対象物件は、現和字、地目は台帳・現況ともに畑で、面積は3,235㎡の1筆であります。

続きまして、9ページをお開きください。番号2番の対象物件は、現和字の2筆です。地目は台帳・現況ともに畑で、面積は2筆で、合計1,811㎡であります。これは、地方裁判所の差し押さえによる競売であります。入札期間は、5月11日から5月30日の20日間で、開札日は、6月6日です。以上で、説明を終わります。

議 長 ただ今、「買受適格証明について」の番号1、番号2について、事務局から説明がありましたけれども、事務局の説明どおり買受人が適格でなければ買い取ることができないということで、農業従事者であることが必要とされるわけです。申請者はこれに記載されている通りであります。それでは、買受申出者について、担当委員の調査結果並びに補足説明のご説明をお願いいたします。

9 番 はい、3番です。8ページの申請者についてでございますが、この方は、会社を経営されている方でありまして、自ら耕作に携わるということは、あまりないと思えます。しかし、毎朝、圃場の見回りをやっているということで、実際の農作業は従業員に任せているということです。いろいろなところで、例えば、の山林を伐採して、3haから4haの圃場を開いて、規模拡大をしているところでございます。以上です。

13 番 はい、13番です。番号2番の買受申し出者につきまして、ご説明いたします。この方は、皆さん、ご存知の通り、農業生産法人でありまして、目一杯の規模拡大と、農業経営をされておりまして、太鼓判を押しても良いという方であります。以上です。

議 長 只今、事務局並びに担当委員の説明のあったとおりでございます。審議に入ります。皆様方のご意見を求めます。【異議なしの声あり】

議 長 はい、ただ今、異議なしの声がありました。よろしいでしょうか、それでは採決いたします。第5号議案「買受適格証明について」は、申請の通り証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)  
それでは、全員賛成ですので、第5号議案「買受適格証明について」は、原案通り証明することに決定いたします。

議 長 それでは、続きまして、第6号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、ご説明をいたします。今月の第6号議案「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」は、利用権の設定についてのみであります。1-1ページをお開きください。

まず、期間が、平成24年5月1日から平成27年4月30日の3年間、地目・畑、面積5,151㎡です。うち、更新分が1件で、面積3,554㎡、利用権の設定をする者の数2人、利用権の設定を受ける者の数2人です。

その次であります。期間が平成24年5月1日から平成29年4月30日の5年間、地目・畑、面積10,422㎡です。うち、更新分が2件で、面積は5,722㎡、利用権の設定をする者の数2人、利用権の設定を受ける者の数3人であります。

その下であります。期間が平成24年5月2日から平成30年4月30日の6年間、地目・畑、面積16,523㎡です。うち、更新分が利用権の設定をする者は3件、利用権の設定を受ける者1件で、面積は12,389㎡、利用権の設定をする者の数5人、利用権の設定を受ける者の数2人であります

一番最後になります。期間が平成24年5月3日から平成34年4月30日の10年間、地目・田、面積826㎡、地目・畑、面積7,753㎡、合計面積は、8,579㎡です。うち、更新分が利用権の設定をする者は1件、利用権の設定を受ける者1件で、面積は826㎡であります。

事務局

次に、1 - 2ページをお開きください。計画総括表（経営面積等）についてであります。

先ず、1番です。国上地域にお住いの80歳の方の畑1筆・8,639㎡のうち、5,722㎡を、同地域の酪農家の方が借受するものであります。期間は、6年間で、賃借料は、10a当たり10,000円であります。

その下の、2番です。国上地域にお住いの80歳の方の畑3筆・4,000㎡を、同地域の担い手農家の方が、年間40,000円で、5年間借受するものであります。

次ぎの、3番です。岳之田地区にお住いの82歳の方の畑1筆・700㎡を、51歳の同地域の認定農家の方が、年間10,000円で、5年間借受するものであります。

4番であります。鹿児島市にお住いの方の畑2筆・7,753㎡を、63歳の現和地域の認定農家の方が、10a当たり年間、10,000円で、10年間借受するものであります。

5番であります。安納地域にお住いの方の田2筆・826㎡を、57歳の現和地域の認定農家の方が、年間、米2俵で、10年間借受するものであります。

6番であります。美浜町にお住いの方の畑1筆・1,597㎡を、61歳の安納地域の担い手農家の方が、年間、21,000円で、3年間借受するものであります。

7番であります。安納にお住まいの75歳の方の畑3筆・5,530㎡を、同じ地域の認定農家の方が、全体を、年間77,600円で、6年間借受するものであります。

8番であります。同じく安納にお住まいの71歳の方の畑1筆・4,481㎡を、同じ地域の認定農家の方が、全体を、年間60,000円で、6年間借受するものであります。

9番であります。現和地域にお住まいの方の畑1筆・3,554㎡を、安納地域の認定農家の方が、全体を、年間54,000円で、3年間借受するものであります。

10番であります。同じく安納にお住まいの78歳の方の畑1筆・2,378㎡を、同じく安納地域にお住まいの認定農家の方が、全体を、年間34,500円で、6年間借受するものであります。

11番であります。安城、平山地区にお住まいの方の畑1筆・1,494㎡のうち、1,300㎡を、西之表市農業振興公社が、10a当たり10,000円で、6年間借受するものであります。

12番であります。上西、杵之峰地区にお住まいの方の畑1筆・2,834㎡を、西之表市農業振興公社が、10a当たり10,000円で、6年間借受するものであります。

内容については、1 - 3ページから1 - 14ページをご覧ください。  
以上、全ての計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。本案のうち 利用権の設定の1番については、6番の 白河委員 が、利用権を受ける者となっており、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与制限に該当いたします。

この為、本案を二つに分け、初めに 利用権の設定の1番から審査し、次に 利用権の設定の残りの、2番から12番を順次、審査することにしたいと思います。

それでは、初めに、 利用権の設定の1番について審査をいたします。農業委員会等に関する法律第24条の議事参与制限の規定に基づき、1番の審査の間、6番の白河委員の退場を求めます。  
(6番 白河委員退場)

議長 それでは、 利用権の設定、整理番号1につきまして、担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番 はい、2番です。 利用権の設定、整理番号1につきまして、ご説明いたします。昨日、貸人、借人双方立会いの中で、現地を調査いたしました。現地は、1筆で80a位の大きな畑であります。これは、整理番号の1番と2番の一部にかかる畑であり、真ん中を、土手で仕切っております。土手部分の面積もある程度ありますので、実際の耕作面積は、約、50a位かなと思います。なお、この利用集積は、再更新分であります。

議長 整理番号1について、事務局並びに担当委員の方から詳しく説明がございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。  
【異議なしの声あり】

議長 ただ今、異議なしの声がございました。それでは、採決します。 利用権の設定、整理番号1につきまして、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

はい、全員の賛成でありますので、第 利用権の設定、整理番号1につきまして、原案どおり承認することに、決定させていただきます。ここで、6番 白河委員の入場を認めます。

(6番 白河委員入場)

議長 次に 利用権の設定の残りの、2番から12番までの11件を、審査いたします。担当委員の方から、補足説明をお願いいたします。

2番 はい、2番です。 利用権の設定、整理番号2番につきまして、ご説明いたします。この土地の所有者の方は、整理番号1番と、同じ方です。

利用権の設定を受ける方は、国上、中目地区にお住まいの、認定農業者の方であります。今回、新たに貸借するものであります。現地は、3筆となっておりますが、面積的は、問題は無いようです。

3番 はい、3番です。整理番号3番、整理番号4番につきまして、ご説明いたします。

まず、3番につきましては、利用権の設定をされている方は、高齢で、体もしんどいということでありまして。利用権の設定を受ける方は、認定農家の方でありまして、丁度、申請地が、その農家の家にすぐ隣接したところでありまして、安納芋等の育苗ビニールハウスを立てたいというものであります。現地も確認いたしました。何ら問題はございませんでした。

続きまして、整理番号4番につきましては利用権を設定する者は、鹿児島市在住の方でありまして、電話で連絡を取っております。場所は、桃園橋から、 に坂を上った頂上の右上の畑であります。この方は、ハーベスターを持って、さとうきび作をしておりますが、収穫が済んだ状態でありました。貸借につきましては、何ら問題はございませんでした。報告を終わります。

議長 4番 はい、ありがとうございます。次ぎの、5番から10番につきましては、私の担当地区でありますので、ご説明いたします。

先ず、5番につきましては、利用権の設定を受ける者は、現和庄司浦の認定農家の方であります。この現況地目は、田とありますが、13年災害で水路が壊れまして、利用権を設定を受ける方と一緒に現地を見たところですが、今、牧草を作っております。今後も牧草を作っていくとのことでありました。この方も、10年の期限が切れたということで、更新であります。

次ぎの、整理番号6番につきましては、この農地につきましては、以前、売りたいということで、あっせんが上がってきた土地であります。この農地につきましては、利用権の設定を受ける者との、土手も無い杭だけの割り畑になっておりまして、設定を受ける者とも話をいたしました。買取については、今は厳しいということでした。3年くらい借りて、その後、買取の計画を立てようと、今回の申請になったということです。

整理番号7番から10番につきましては、利用権の設定を受ける者は、同じ方であり、安納、峰地区の、さとうきびのハーベスター刈り取りを受託している農家の方であります。双方確認し、現地も確認いたしました。申請に相違はありませんでした。この7番から10番につきましても、更新ということでありましたので、ご理解方よろしく願います。

5 番 はい、5番です。整理番号11番につきまして、ご報告いたします。4月15日に現地確認に行っていました。所有者の方は、大工さんであり、建築業を営んでおります。70歳くらいまでは、専業としては、建築業をやりたいとのこと。自分では、帰ってきてから農業をやる余力もなくなってきたこととありまして、今回、農業公社の方と賃貸契約を結びたいということでありました。契約期間は6年で、農業振興公社といたしましては、営農大学生の研修圃場としたいとのことでありました。現地は、昨年まで、澱粉いもを作っていたそうです。面積的には、台帳は1,494㎡ありますが、軽トラックの通り道を作っておりまして、耕作可能面積は1,300㎡ということであり、その面積で、10a当たり10,000円で契約をしたということでありました。以上、委員の皆様のご審議方よろしく願います。

9 番 はい、9番です。利用権の設定の最後になりますが、整理番号12番につきまして、ご説明いたします。先程、あっせんが出てきた物件ですけれども、道路沿いの、面積は2,834㎡の畑であります。借人は、11番と同じで、農業振興公社が借り受けまして、営農大学生への貸付か、実習圃場にするとということでありました。4月16日に、現地を調査いたしました。先月、振興公社の担当の方と連絡を取っていましたが、この方が、3月末で辞められたということで、事務局長と話をいたしまして、双方の確認は取れております。

議 長 はい、ありがとうございます。ただ今、利用権の設定の残りの、2番から最後の12番までの11件につき、事務局並びに担当委員の方から詳しく説明がございました。これより、質疑に入ります。皆様のご意見を求めます。発言のある方は挙手をもって、意見をお願いいたします。【異議なしの声あり】

3 番 はい、いいですか。整理番号の6番についてですが、3年間賃借して、4年目に、買い取るということですか。

4 番 (議 長) これにつきましては、貸主からのご相談で、将来的には買取の計画も進めてくれということ。ただし、今回は、3年間の更新でかまわないということ。この借主の方につきましては、認定農業者で、後継者の方もおられまして、将来的には買取っていただけないかということで、もし、3年でも買取ができないならば、さらに、更新でもかまわないとのことでありました。

3 番 はい、分かりました。

8 番 はい、8番です。整理番号の11番についてですが、畑の面積は、植栽面積が1,300㎡ということですが、賃借料は、10a当たり10,000円ですので、全体では、13,000円ということでしょうか。

5 番 はい、そうです。

議 長 はい、他にはご意見はありませんか。【異議なしの声あり】

異議なしの声がございました。それでは採決します。利用権の設定の残りの、2番から最後の12番までの11件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)

全員の賛成でありますので、①利用権の設定の残りの、2番から最後の12番までの11件について、原案どおり承認することに、決定させていただきます。以上のとおり、議案第6号、「農用地利用集積計画の意見の聴取について」は、原案のとおり承認し、市長に送付いたします。

以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いいたします。

事務局 1、①平成24年度 農業委員会委員連絡網の配布と班（1-3班）構成について説明  
②競売にかかる告示物件の見本と入札手続きについて説明  
③農地の競売にかかるフロー図について説明  
2. 5月行事予定について説明。

議長 その他、意見はございませんか？・・・・・・・・（他、委員の意見はなし。）  
それでは、以上をもちまして平成24年4月定例総会を終了します。大変、ご苦労様でした。

平成24年4月19日

会 長 日 高 仙 三  
9 番 脇 田 峰 生  
10 番 石 寺 政 和

